

大町学区自主防災組織連合会 規約

令和6年(2024)3月24日 現在

大町学区自主防災組織連合会 規約

(名 称)

第1条 この会は、大町学区自主防災組織連合会(以下「連合会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 この連合会は、大町学区内町内会・自治会組織と緊密な連系の下に、町民の防災思想の高揚を図るとともに、自主的な町内防災の徹底を期し、もって『災害のない明るい町づくり』に寄与することを目的とする。

(組 織)

第3条 この連合会は、大町学区内町内会・自治会の自主防災組合員(以下「組合員」という。)から選出された防災委員と大町学区内に居住する防災士の資格を持っている方で組織する。

2 防災士は、日本防災士機構の防災士養成講座を受講し、防災士証を持っている方とする

3 各自主防災会長(町内会長・自治会長)へは、この連合会の事業内容等を情報提供して、『災害のない明るい町づくり』に寄与し、災害が起こりにくい環境づくり活動に務めていただく

(事務所)

第4条 この連合会の事務所は、連合会長宅に置く。

(事 業)

第5条 この連合会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 地域住民の防災意識向上に関する事
- (2) 安全なまちづくり対策に関する事
- (3) 家庭防災知識の普及徹底に関する事
- (4) 災害発生時における支援及び協力に関する事
- (5) 防災関係機関及び各種地域団体との連携及び協力に関する事
- (6) その他この連合会の目的を達成するために必要な事業

(役 員)

第6条 この連合会に、次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	若干名
監 事	1名

(役員を選出)

第7条 役員を選出は、次の方法による。

- (1) 会長、副会長は、役員会の推薦によって、総会において選任する
- (2) 監事は、総会において組合員の中から選出する

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。再任は妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残存期間とする
- 3 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする

(役員任務)

第9条 会長は、会務を総括してこの連合会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故その他理由により会務をつかさどることが出来ない場合は、会長が指名した順位により職務を代理する。また、1名は、この連合会の事務全般及び会計業務を行う
※事務・会計業務は多忙では無いため、会長が兼務することも出来る
- 3 監事は、この連合会の会計監査を行う

(会議の種類)

第10条 この連合会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第11条 総会は、毎年1回以上(臨時総会も含む)会長が招集し、会長が議長となる。

(役員会)

第12条 役員会は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(会議の定数及び議決)

- 第13条 会議は、その構成員の2分の1以上が出席しなければ、これを開くことが出来ないこととするが、総会においては、事前に委任状提出があれば出席とみなすことが出来る。
- 2 会議の議決は、出席者の過半数で決する。可否同数のときは、議長が決する

(総会の権能)

第14条 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 規約の制定又は変更に関する事
- (2) 役員を選任に関する事
- (3) 予算及び決算に関する事
- (4) 事業計画及び事業報告に関する事
- (5) その他連合会の運営に関する重要事項で会長が必要と認める事項

(役員会の権能)

第15条 役員会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業の実施計画に関する事
- (2) その他連合会の運営に関し、会長が必要と認める事項

(歳入)

第16条 この連合会の歳入は、次の各号に掲げるものをもって充てる。

- (1) 会費 会費の額は、1世帯当たり50円とする
- (2) 防災助成金
- (3) 交付金
- (4) その他歳入

(歳出)

第17条 この連合会の経費は、歳入をもって支弁する。

(会計年度)

第18条 この連合会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監査)

第19条 この連合会の決算は、監事による監査を経なければならない。

(雑則)

第20条 この規約に定めるもののほか、連合会の運営に必要な事項は、役員会で協議のうえ、会長が定める。

(規約の改廃)

第21条 この規約を改正し、又廃止しようとするときは、総会において出席者の3分2以上の同意を得なければならない。

(設立年月日)

第21条 本会の設立年月日は昭和45年(1970)2月14日とする。

附則 この規約は、昭和45年(1970)2月14日から施行する。

附則 この規約は、昭和50年(1975)12月1日 一部改正施行する。

附則 この規約は、平成8年(1996)4月29日 一部改正施行する。

附則 この規約は、令和4年(2022)5月29日 一部改正施行する。

附則 この規約は、令和6年(2026)3月24日 一部改正施行する。